犬山市部活動ガイドライン

令和6年 9月 犬山市教育委員会 犬山市小中学校長会

部活動は、心身が大きく成長する中学生にとって、体力を向上させ、他者と協同する態度や規律を尊ぶ態度を培うなど、人格の形成に大きく影響を及ぼすものです。

しかしながら、過度な活動が原因となる心身の健康障害の防止や、教員の本来の業務である、子どもたちと向き合う時と場を確保するために、教育活動全体の中での部活動の在り方を見直し、「犬山市部活動ガイドライン」を策定しました。

1 部活動運営方針の説明について

- ・ 入学説明会・PTA総会などの機会を通して、部活動ごとの経営案・運営方法等を示します。
- ・ 1か月前には練習計画表を配付し、活動日及び休養日、活動時間、活動場所をお知らせします。
- ・ 対外試合等の移動は、公共交通機関・自転車を原則とします。保護者に送迎を強制すること はありません。

2 平日の活動について

- 少なくとも、週に1度を休養日とします。
- ・ 活動終了時刻は、最長<u>17:15</u>までとし、最終下校時刻を<u>17:30</u>とします。

3 休日の活動について

土曜日か日曜日のどちらかを休養日とします。

※<u>第2、第4の土曜日・日曜日は、部活動地域移行における合同クラブの活動日とします。</u> (運動部対象)

- 「家庭の日」である第3日曜日は実施しません。
- ・ 休日の練習時間は、準備・片付け・休憩を除いて3時間をめどとします。
- 長期休業中の休日の活動は実施しません。年末年始の休業、夏季休業中の行事を持たない期間も同様とします。
- ・ 大会参加等で、上記のルールから外れる場合は、代替の休養日を設けます。
- 1年生の休日練習の開始は、5月下旬以降とします。

4 陸上・駅伝練習について(希望者がいる場合)

- 最終下校時刻から1時間以内で下校させます。
- ・ 過度な負担を防ぐため、週の練習量・年間の練習期間に十分配慮して進めます。